



嬉泉の新聞 第73号 2016年（平成28年）3月発行

発行＝社会福祉法人嬉泉

東京都世田谷区船橋1-30-9（〒156-0055）TEL 03-3426-2323

http://www.kisenfukushi.com E-mail: kisen@kisenfukushi.com

社会福祉法人への新たな期待

—制度改革が進む中で—

社会福祉法人嬉泉 理事 高橋 利一

社会福祉法人は社会福祉法（旧社会福祉事業法）によって設置され、民間の各種社会福祉事業はこの非営利法人である社会福祉法人によって経営されています。更に、財団法人、社団法人が経営する事業があることは周知の通りです。

この非営利団体である社会福祉法人が我が国の福祉の中核を担って、全国には約二千近くの法人が存在しています。しかし、その法人は従事者の数が20名から1000名を超える規模の大小の法人があり、加えて、時代の福祉ニーズの変遷は法の制定と公的施策によって、公的財源のともなうあらたな事業経営などが起こり、普遍化が進んでいます。

公的資金を主たる財源とする社会福祉法人に対して、社会貢献を目的とする経営に国民の関心が増すなかで、社会福祉法人の見直しが求められてきました。

社会福祉法人の見直しは、2000年の社会福祉基礎構造改革が行われて以降、大きな手直しが実行されず、その改革に対する取り組みは強制力があまりなかったと思えます。しかし、その後10年が経過するなかで、社会の変化は少子高齢社会となり、個人の権利擁護が福祉の高まりとその量的拡大が求められ、社会福祉法人の意義や役割があらたに問われることになったのは、2014年「社会福祉法人のあり方に関する検討会」が厚生労働省により設けられ、急ピッチで議論がまとめられました。私もこの検討会の構成員として参画する役割を仰せつかりましたが、縦割りの事業内容を主たる施設や事業運営を担ってきたなかで、経営主体として法人に対する機能不全があらさまとなる場面が多く、その主たる検討は法人のガバナンスやコンプライアンス、そして経営内容の透明性、

財務状況の公開、留保資金の内容などが視点となります。加えて、マスメディアによる社会福祉法人の実態が報道されるなど、さまざまな議論と共に批判のなかで、地域社会における福祉貢献者として、社会福祉法人の新しい時代の姿が求められています。それは地方自治体が住民福祉制度改革に取り組み上で法人をパートナーとして今まで以上に求められていくことで、法人を取り巻く大きな流れの変化を意識しなければなりません。

さらに、この検討会の報告は、法人に地域のセーフティネットとしての役割が期待されています。既に大阪、神奈川などでの先行例が取り上げられています。自治体に存在する社会福祉法人が連携して社会貢献活動に取り組み、東京では、東京都社会福祉協議会の社会福祉法人協議会が中心となり、従来の縦割りの施策に従った保育、児童、介護、障がい関係の事業経営から、横断する事業内容の理解から始まり、東京に所在するすべての法人及び施設が一体となって、都民のための福祉を考えようと、地域社会福祉協議会を基幹として脆弱化する共助としての地域福祉に視点を置き、取り組んでいくための区市町村単位の組織づくりが始まりました。

将来を見据えた福祉を想像する役割をこうした使命を失うことなく対応していく社会福祉法人が存続していくことと現代社会に求められる住民のための社会保障や社会福祉の質にも関わっていくことであろうと考えます。社会福祉の多様化、柔軟化を実現させるだけでなく、市場原理を前提とする普遍化もともなって進んで来た社会福祉の見直しが、真の社会福祉法人が国民の委託を受けることになるのではないかと思います。

平成28年度の嬉泉のめざす方向性

社会福祉法人嬉泉 常務理事 石井 啓

はじめに

昨年一年間は、石井哲夫前常務理事から受け継ぐべき嬉泉の支援理念とそれに基づくミッシェンを再確認し、今後の嬉泉のあり方を考えるという大きな命題に取り組んできました。

私たち社会福祉法人嬉泉の「ミッシェン」は「誰もが実現し得る共生社会の実現」であり、「支援方針」は「受容的交流による利用者支援」です。それを遂行するにあたっての「経営方針」は、「明確なコーポレートガバナンスに基づく法人経営」になります。この三つの柱を職員間で再確認しながら、共有しつつ、各事業を実践してまいりました。

運営方針

さて、社会福祉法人嬉泉は、平成28年度に創立50周年を迎えます。その間、事業数（本部を含む）は27を数え、この仕事に従事する職員は、常勤者355名、非常勤者165名、総勢520名（平成28年1月1日現

在）という陣容を備えるに至っています。50周年という節目の年に当たって、平成29年度に挙行を予定する記念行事の企画を進めると共に、利用者支援の基本方針を見直し、支援の質の更なる向上を目指していきたいと思っています。

また平成28年度は、予てより検討されていた社会福祉法人改革とも言えるべき社会福祉法の改正がいよいよ実施される見通しとなり、本法人としても改革に対応していくことが具体的に求められます。改革のポイントとは、①経営組織のガバナンスの強化、②事業運営の透明性の向上、③財務規律の強化、④地域における公益的な取り組みを実施する責務、⑤行政の関与のあり方の5点ですが、⑤は行政側に求められる対応であるので、本法人として対応が求められるのは①④ということになります。改正法の施行期日は、平成28年度当初からのものと平成29年度からのものとがあり、①③の主要な改革は平成29年度に持ち越されますが、そこに向けた準備は平成28年度

から進める必要があります。改正法に基づく省令、通知等が出次第、対応していきます。平成27年度より組織した法人業務執行体制である「執行本部」は、前述の社会福祉法人改革における①と②の内容を見据えて構築したのですが、今後の改正法に基づく省令、通知等の内容によっては更なる改編を要することも考えられると思います。目まぐるしい組織改編は、職員に対しては混乱を招く懸念もありますが、社会福祉法人という公益性の高い組織にあつては、社会的要請や付託に応えることは義務ですので、柔軟に対応していきたいと思っています。

法人業務執行体制

業務執行について述べますと、通常事業においては、基本的に同一エリア内にある複数の施設・事業所から成る「事業拠点」を運営単位とし、その事業場の長である場長の責任のもとで運営を行っています。拠点を越える法人全体の事業については、法人に「執行本部」を設置し、業務を執行する体制になっています。執行本部は、法人業務の企画立案を主体的に行うために常務理事を中心に法人内部理事で組織する「執行役員会」と、その執行役員会の企画立案

に基づく法人業務の具体的な執行における検討と意思決定を行うために全事業拠点の場長が参集する「場長会」とから構成しています。

場長会における法人業務執行体制としては、「研究啓発局」「本部事務局」の二局体制を以てあたります。この二局体制は、従来の「法人の係」や諸委員会を包摂し、それぞれの担当責任において、それらの業務を掌理します。また局の掌理する業務毎の担当責任者として、園長会メンバーを配置しています。業務によってはそれ以外のメンバーを配置することもあります。以下に各局組織の概要をご紹介します。

一、研究啓発局

- ① 自閉症実践療育セミナー運営係
- ② 学会活動対応係
- ③ 法人名簿管理係
- ④ アウトス運営係
- ⑤ 広報委員会
- ⑥ 関連団体対応係
- ⑦ 援助理論・技術研究開発委員会
- ⑧ 法人50周年記念事業

二、本部事務局

- ① 理事会・評議員会開催事務係
- ② 規程整備検討委員会
- ③ 法務対応係
- ④ 予算決算編成係
- ⑤ 契約・資産管理係

- ⑥ 福利厚生委員会
- ⑦ バザー実行委員会
- ⑧ 採用人事係
- ⑨ 内部統制委員会
- ⑩ 災害対策委員会
- ⑪ 事故防止委員会
- ⑫ 情報セキュリティ委員会
- ⑬ 苦情解決委員会
- ⑭ 外郭団体対応係
- ⑮ 新規事業検討

利用者支援方針の再確認

本法人の精神的支柱であった石井

哲夫前常務理事が没して早くも二年近くが経過しましたが、その間、とにかく事業を継続させることの一心で職員がまとまり、前述の執行体制の下で無我夢中に走ってきた感があります。しかしながら本当に大切なのは、ただ徒に事業を継続させることではなく、利用者にとって良質な援助を提供することです。法人創立50周年の平成28年度は、そうした本質を見直すために原点に立ち返り、今一度、本法人の支援理念である「受容的交流」の立場を検証し、職員間で利用者支援方針の再確認を行う機会としていきたいと思っています。

近年、わが国における自閉症（発達障害）支援の潮流としては、「構造化」及び「応用行動分析」といっ

た所謂“Evidence-based”な支援技法がメインストリームとなってきました。それらは決して否定されるべきものではありませんが、一方で“Evidence-based”が強調されるあまり、利用者本人の気持ちや思いなど可視化できないものは触れられない傾向にあり、本法人の標榜する、利用者の内面を重視し援助者との人間関係で支えるという「受容的交流の立場に立つ援助」は、残念ながら傍流に追いやられつつある現状にあると感じています。

そこで平成28年度は、本法人の各事業現場における援助実践を「受容的交流」の立場から検証し、その有効性に立脚した必要性を対外的に発信していく礎を築くべく、研究活動を活性化させていきたいと思えます。具体的には、「法人内学会」とも言うべき実践研究の研鑽の場を作り、事業所間ひいては拠点間の垣根を越えた事例検討を通じた職員同士の「受容的交流」を促進することを提案します。

第五次中・長期計画

平成27年度の第四次中・長期計画に基づき、新たに法人として策定する「第四次中・長期計画」の策定項目は、以下の通りです。

一、新規事業の検討

・関連する都道府県における発達障害施策の動向に対応した新規事業の検討

・関連する市区町村における保育施策の動向に対応した新規事業の検討

・関連する市区町村における障害福祉施策の動向に対応した新規事業の検討

二、支援組織の質の向上
・人権擁護、虐待防止に関する取り組みの浸透

・スーパージョン機能の改善
・研修の整備と体系化

三、コーポレートガバナンスの明確化及び機能化
・経営の透明性の確保
・ステークホルダー＝利用者等（保護者含む）への説明責任の徹底

・迅速かつ適切な情報開示
・経営者及び管理者の責任の明確化
・内部統制の確立

四、『嬉泉コミュニティ』の創造
・職員参加の後援会活動の活発化
・親泉会との協働

・医療法人社団嬉泉会との連携
五、法人50周年記念事業の企画立案
・平成29年度の実施に向けた検討

六、職員の研究的態度の奨励
・年報（研究紀要）の刊行

七、広報・啓発活動の充実

・法人の事業活動に関する情報発信
・『自閉症実践療育セミナー』の実施
八、支援技法の研究開発
・受容的交流について「法人内学会」の発足

九、関係機関、組織との連携

・法人として全国組織へ対応
・各拠点におけるローカル組織との連携

一〇、袖ヶ浦地域の施設整備の推進
・『嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦10箇年戦略』に基づく施設整備の推進

おわりに

今後の課題は多くありますが、平成28年度はこれらの事を基本にし、新たな決意で臨みたいと思っております。誠心誠意尽力して参りますので、今後とも、皆様のお力添えを、よろしくお願い申し上げます。



第五十一回嬉泉バザー報告

平成27年10月25日（日曜日）、世田谷区の子どもの生活研究所において、第五十一回嬉泉バザーが開催されました。当日は、晴天の下、八百名を超える方々にご来場いただき、ここ数年と比べても、非常に賑やかなバザーとなりました。また、前回とほぼ同じ収益を上げることができました。

嬉泉バザーは法人設立当初から、民間事業者として独自の資金確保をおこなうことを目的として、開催してきたものです。石井哲夫前常務理事は、地域の皆様や、子どもとの事業にご協力いただいている方々との交流をととても大切にしており、バザーもその大切な機会と考えてきました。今年度、バザーを開催するにあたり、その考えを受け継ぎ、バザーの目的を「自主財源の確保」と「交流」といたしました。平成11年度に子どもたちの生活研究所新園舎を建築した際の借入金返済の他、法人所有の建物の維持・修繕のためには、できるだけ多くの自主財源を法人として確保する必要があります。また、法人本部がある子どもたちの生活研究所のことを、より多くの地域の方々に知っていただくことも必要なことで

す。今までのバザーの交流は、どちらかと言うと、法人に係る方々との交流という側面が強いものでしたが、今後は、より身近な地域の方々と交流を深めていくことが求められてくると思います。そのためにも、今回のバザーでは、今まで以上に、子どもたちの生活研究所の近隣の方に来場していただきたいと考えました。以前は、関係者と当日の来場者に限定していた抽選会を、前回から新聞折り込みチラシを抽選券付のものに変更して、抽選会を実施しました。今回は、より楽しんでいただけるように内容を見直し、抽選の参加者も景品を用意させていただいた三百名に到達しました。また、抽選会の順番待ちの列もピーク時には数十名になるほどでした。折り込みチラシでバザーのことを知って、初めてご来場いただいた方も多かったようで、この抽選会も来場者数の増加につながったのではないかと思います。残念ながら、今回は、来場者数の増加が、そのまま収益の増加にまでは至らなかったと思いますが、法人のことを一人でも多くの方に知っていただくことができたのであれば、今後につながる結果になったのではないかと思います。

年々寄付物品を集めることが難し

くなっている状況の中、バザーを運営していくことは難しくなっていくと思います。しかし、バザーのような機会を通して、法人の事業をより多くの方に知っていただき、ご理解いただくことが、今後の法人の運営にも必ず役立つことと思います。そのためにも、創意工夫を重ねより良いバザーを目指していきたいと思っています。

（嬉泉バザー実施責任者 小池朗）



事業紹介

『アトリエ・AUTOSの活動』

アトリエ・AUTOSの成り立ち

「アトリエ・AUTOS（アウトス）」は、平成10年、石井哲夫前常務理事が命名した、自閉症の人の作品を世に送り出すために作られた社会活動の拠点です。

アウトスの前身は、袖ヶ浦のびろ学園を開設して二年後の昭和54年、地域で陶芸をしていたお寺の住職さんとの交流が始まり、市川浩志さんが異才を発揮して作った「馬の首つきコーヒークップ」の作品をきっかけに誕生した陶芸部でした。そこに以前から行っていた絵画部も合流し、選択的作業活動の一つの創作活動の中で、多くの作品が生み出されてきたのです。

これまで「嬉泉（祭）バザー」広報コーナーの展示という形で、地域の人に作品を観ていただく機会はありませんでしたが、より広い社会の人たちに向けて作品を観ていただきたい、そして自閉症の人の豊かな感覚の世界に触れていただきたいと、袖ヶ浦のびろ学園開設二十周年を機にアウトスを結成しました。当初、学園記念事業として、小学館から作品集



アトリエにて 市川さん（左）

「AUTOS」ころの色、心のかたち」を出版、銀座ギャラリー青羅にて作品展を開催しました。

その後、作品が動いて人に出会い、新たな企画や作品展へと繋がっていききました。これまでのアウトスの活動を振り返ると、作品のもつ世界観の広がりや、人を魅了する作品自体の力強さがあってこそその展開と、感じずにはられません。

「AUTOS」とは、ギリシャ語の「自分の意志で」という意味をもつ言葉で、「内に秘められたものを外に出す自発的な動き」を象徴しています。その言葉に、まさに「事のコレ」があるのです。それは、作品ができる過程で、また社会に発信していくなかで（その人の）「主体性」を大事に捉えること、積極的に社会に向け

て発信していくことを象徴しています。

内的世界の表出

嬉泉における相談や療育支援から、自閉症の人が、生活の中で、多くの不安を抱え、生きにくさを感じている現状を知りました。たとえば、「こだわり」という行為が、「障害特性」と捉えられ、社会の常識や価値観から外れるために、「不適応」だと批判、排除されることが多い社会では、本人の変容のみを一方向的に求められる傾向が根強くあります。もしも、「こだわり」が、本人にとっての「秩序」「安心」としてあるとしたら、それを「おかしい」「やってはいけない」と、勝手に取り上げてしまうことは、本人をさらに脅かしてしまうことになりかねません。

本人の側に立って物事を捉えた時、私たちは新たな視点に気づかされます。「こだわり」がもたらすなかに、「打ち込めるものがある」という彼らなりの安心した過ごし方があるかもしれません。それらの行為が、色やかたちとなって表現された絵画や陶芸には、自閉症の人の持つ純粋で透明な精神の働きが存在していること、その魅力的な「内的世界」を、アウトスの作品は改めて私

たちに示しています。そこには、社会にとってマイナスのイメージはなく、その才能にあこがれや尊敬の念を抱く人が多いことを知るのでした。

アウトスの作品は、良い作品を生み出すための技術的な訓練や指導によつてではなく、私たちが大事に考える「作者の自我に関わる」療育的な援助の結果、生み出されたものと考えています。

アウトスが目指すもの

アウトスは、作品が多くの人たちによつて喜ばれ大事にされることを望んでいます。単純に作品を観て楽しんで欲しい、また一般の人が理解しにくい「自閉症」という障害の存在を知り、理解するきっかけになつて欲しいと考え、更には施設で生活する利用者の社会参加に繋がるものと捉えています。

これまでの活動は、百貨店や街なかのギャラリーでの作品展、機関誌やハードカバー本の表紙絵、映画シーンの中で原画を使用、エコバックのデザインとしてなど、他団体（福祉分野のみならず芸能・芸術の分野）から企画の持ち込みや作品使用の依頼、作品購入の希望が数々ありました。そして、今年度は、恒例になっている世田谷区での作品展（玉川高

島屋・世田谷美術館）や、また平成27年11月25日清水基金創立五十年記念式典において作品展示の依頼を受けるなど、社会に繋がる貴重な機会をいただきました。



清水基金創立 50 年記念展示会場にて

これからも、アウトスの作品が、多くの皆様に愛されることが、また社会に向けて自閉症の人への理解と啓発として発信すること、石井哲夫前常務理事がアウトスに託した遺志を、大事に繋いでいきたいと思えます。

（アウトス責任者 神保育子）

新規事業所紹介

『地域生活支援センターたのしみ 児童発達支援センターヒツジ』

平成27年10月1日、千葉県より認可を受けて児童発達支援センターヒツジが事業運営を開始することになりました。

それまでは、地域生活支援センターたのしみの児童発達支援事業として平成24年4月より長浦駅前賃貸ビル1階ワンフロアーで事業を行なっていました。児童発達支援事業の開始当初は、袖ヶ浦では未就学児を預かり療育を行う事業は初めての事でしたので、事業を開始したものの来る日も来る日も利用者がいない日々を送り、チラシをもって市役所や様々な事業所をめぐりました。まさに、ゼロからのスタートでした。また、地域生活支援センターたのしみを知ってもらうために、支援者向け・親子向け等様々な実践講座を企画し外部に向けてのアピールを行ないました。地域の方に知ってもらうと同時に、利用者の方には、家庭以外の場所でも家族以外の大人との信頼関係を築き、安心して安全だと実感し楽しく利用できるようになってきたことで家庭生活が安定することも多くなり、保護者の信頼を得られるようになり、利用者の定着へと繋がっていると

感じています。さらに、利用者のニーズにこたえ送迎サービスを実施する事で、徐々に利用者も増加し定員を上回るようになりましたので、嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦の10箇年戦略にもありました「児童発達支援センター化」が実現することとなりました。学園敷地内にある「つづきの家」を改築し児童発達支援センターヒツジ（定員20名）がスタートしました。石井啓常務理事にお願いし、グループ名をつけてもらいました。利用開始まもないお子さんや年少、1・2歳児を対象にした「のびやか」グループと年中・年長を対象にした「ほがらか」グループで活動することになりました。

今までは、ひとグループでの活動でしたので細やかな課題状況設定が



(地域生活支援センターたのしみ)



(芋の苗植え)

難しいものがありました。しかしグループを分けたことで、子ども達同士の良い刺激が生まれ自信をつけるやりとりの機会が増え、自分自身の持っている力が引き出されて成長していく様子が多く見られるようになりました。また保育園等で集団生活が困難なケースについても巡回療育と連動した地域支援へと繋がられるようになりました。

低年齢児のグループでは、まずは母子分離を丁寧に行ない不安の解消と安心が得られるよう特性に合わせて細やかに支える関わりを提供する事ができるようになりました。なんといっても、学園敷地内の自然あふれる環境を利用して畑をつくり苗を植えて、秋にはお芋を収穫したり、子どもたちがいきいき動き回れる環境

は、更なる心身の発達を促せるのではないかと思います。まだまだ、スタートしたばかりで、あれもやりたい、こんなこともしたいという気持ちがいっぱいですが、児童発達支援センターヒツジが今後、目指す事として嬉泉福祉交流センター袖ヶ浦の目指す地域でのトータルサポートの一環を担い、受容的交流を基本として療育支援を行いながら、子どもたちが自分らしく生き生きと過ごし、ご家族と地域生活を安心して送ることができるようサポートしていきたいと考えています。

これからも、かわいい子どもたちの笑顔を見て、パワーをもらい頑張っていこうと思います。

(地域生活支援センターたのしみ

施設長 亀谷一雄)



(クリスマス会)